

国立研究開発法人国立環境研究所内部統制推進規程

平成28年4月1日

平成28規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書（平成13年4月2日環境大臣認可）第29条に基づく、内部統制の推進に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、中長期目標・中長期計画に基づき法令、研究所の規程等を遵守しつつ業務を行い、研究所の使命を効果的かつ効率的に果たすために整備・運用する仕組みをいう。

2 この規程において「幹部会」とは、国立研究開発法人国立環境研究所幹部会運営要領第1条に定める幹部会をいう。

3 この規程において「ユニット長」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程第17条に定めるユニット長をいう。

4 この規程において「ユニット」とは、ユニット長が業務を統括する部署をいう。

5 この規程において「役職員等」とは、役員、職員、任期付職員、契約職員及びそれ以外の者であって研究所の業務に従事する者をいう。

(内部統制委員会)

第3条 研究所における内部統制を推進するため、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、幹部会をもって充てる。

2 委員会の任務等は別途定める。

(内部統制担当理事)

第4条 研究所に内部統制担当理事（以下「担当理事」という。）を置くこととし、理事（企画・総務担当）をもって充てる。

2 担当理事は、理事長の指示のもとで、本規程に基づく内部統制の推進に関する事務を総括する。

(内部統制推進部門)

第5条 研究所に内部統制推進部門（以下「推進部門」という。）を置くこととし、総務部（総務課）をもって充てる。

2 推進部門は、担当理事を補佐し、研究所における内部統制の推進に関する事務を担当する。

(ユニット内部統制推進責任者)

第6条 各ユニットにユニット内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置くこととし、ユニット長をもって充てる。

2 推進責任者は、ユニットにおける内部統制を適切に推進する任に当たる。

(基本方針)

第7条 理事長は、委員会の審議を経て、研究所の内部統制に関する基本方針を定めるものとする。

2 基本方針を変更するときも同様とする。

(担当理事への報告)

第8条 推進責任者は、毎年度、ユニットにおける内部統制の体制及び推進状況を担当理事に報告するものとする。

(委員会への報告及び改善策の検討)

第9条 担当理事は、前条の報告内容及び第11条に定める内部統制モニタリングの結果等を委員会に報告し、委員会はその結果を踏まえ必要に応じて改善策等を審議する。

2 理事長は、前項の審議結果を踏まえ、内部統制の改善に必要な措置を講ずる。

(役職員等への周知及び職員等との面談)

第10条 担当理事及び推進部門は、国立研究開発法人国立環境研究所運営協議会運営要領に基づく運営協議会等において研究所の内部統制の方針を説明して役職員等への周知徹底を図る。

2 担当理事及び推進部門は、必要に応じ研究所の内部統制上の課題等について関係役職員等と面談する機会を設ける。

(モニタリング)

第11条 担当理事は、推進責任者の協力を得て、内部統制モニタリングを実施する。

2 モニタリングの事務は、推進部門が担当する。

(研修の実施)

第12条 担当理事は、役職員等に対し、内部統制についての理解を深め、意識の高揚を図るための啓発及び教育研修を行う。

2 推進責任者は、当該ユニットの職員等に対し、前項の教育研修への参加を促進するために必要な措置を講ずる。

(法令等の違反事案発生時における対応方針等)

第13条 研究所は、法令、研究所の規程等の違反事案発生時における対応方針等について、別にマニュアルを整備する。

(反社会的勢力への対応)

第14条 研究所は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士、警察等関係機関と連携して毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。